

○北広島市奨学金支給条例施行規則

昭和53年3月28日

教委規則第5号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市奨学金支給条例(昭和53年広島町条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の願出)

第2条 条例第3条の規定による願書は、別記第1号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 学校長の奨学生推薦書(別記第2号様式)
- (2) 前年度の学業成績証明書
- (3) 家庭状況調査書(別記第3号様式)

2 前項の願書は、原則として、毎年2月1日から3月末日までの間に提出されなければならない。

(奨学生の選定期)

第3条 奨学生の選定は、5月末日までに行うものとし、追加選定する場合は、随時これを行う。

(奨学生の選定の方法)

第4条 教育委員会は、第2条の定めるところにより提出された願書は、全てこれを奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)の諮問に付する。

2 委員会は、前項の規定により諮問に付された願書について、別に委員会の諮問を経て教育委員会が定める奨学生選考基準に基づき審議を行い、奨学生となるべき者を教育委員会に答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の委員会の答申に基づいて、奨学生を選定する。

(奨学金の交付の休止又は廃止)

第5条 教育委員会は、条例第10条第2項第1号により奨学生から届出があったときは、条例第8条及び第9条の規定に基づき奨学金の交付の休止又は廃止の措置を行うものとする。

(委員会の委員の構成)

第6条 条例第5条の規定により教育委員会が委嘱する委員は、同条第2項各号毎に3名以内とする。

2 前項の委員は、委員に委嘱される理由となった役職又は資格を失ったときは、当然委員の職もまたこれを失うものとする。

3 補欠委員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、教育委員会が招集する。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を処理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(委員会の会議)

第9条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第9条の2 教育委員会は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- 2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(選定通知書及び誓約書)

第10条 教育委員会が奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書(別記第4号様式)により本人に通知するものとする。

- 2 奨学生に選定された者は、前項の通知書を受けた日から、10日以内に、保護者との連名をもって誓約書(別記第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の休止又は廃止通知書)

第11条 教育委員会が奨学金の休止又は廃止の措置を行ったときは、奨学金休止、廃止通知書(別記第6号様式)により、本人に通知する。

(奨学金支給の時期)

第12条 奨学金は、3月毎に支給する。

- 2 支給期日及び支給場所は、教育委員会が指定する。

(学業成績表の提出)

第13条 条例第10条第1項の規定に基づく学年末学業成績表は、毎年3月末日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が、やむを得ない事情があると認めた場合は、期限の延長を認めることができる。

(届出の方法)

第14条 奨学生が、条例第10条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由の生じた日から10日以内に別記第7号様式から第12号様式までにより、保護者との連名をもって届け出るものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届出することができないときは、保護者から届け出るものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度に限り、第2条第3項の期日は、「2月1日から3月末日」を「4月20日から5月15日」に、第3条の選定は「4月末日」を「5月末日」に読み替えるものとする。

附 則(昭和57年教委規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第8号)

- 1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による許

可書等は、この規則による改正後の様式による許可書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成4年教委規則第5号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第4号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)

この規則は、令和4年3月3日から施行する。

附 則(令和7年教委規則第 号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

※受付 番号	第 号	※選定 可否		※選定 番号		※付記	
-----------	--------	-----------	--	-----------	--	-----	--

奨学生（継続）申請書					
本人	(ふりがな) 氏名	( )		在学する、又は 在学した学校 学科・学年 ( 年在籍校)	
	生年月日	年	月		
	住所				
	奨学金	月額	円	期間	自 令和 年 月 至 令和 年 月 ( ヶ月)
	進学希望校 在籍校 ( 年在籍校)				
保護者	(ふりがな) 氏名	( )		本人との続柄	
	生年月日	年	月	日	職業
	住所	電話 ( - )			
	勤務先	電話 ( - )			
<p>北広島市奨学金支給条例による奨学生を志願します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人氏名</p> <p>北広島市教育委員会 様</p> <p>備考</p> <p>1. ※印欄は記入しないで、太線の中を記入すること。</p> <p>2. 新たに願い出る者は（継続）を抹消すること。</p> <p>3. 願書提出の際、上級学校を受験中の者は、合格、不合格決定の結果を直ちに届け 出ること。</p>					

別記第2号様式（第2条関係）

奨 学 生 推 薦 書	
	校 _____
推 薦 生 徒 ・ 学 生 氏 名	科 第 学 年 氏 名
学 業 に つ い て の 所 見	
人 物 に つ い て の 所 見	
家 庭 状 況 に つ い て の 所 見	
身 体 に つ い て の 所 見	
将 来 に 対 す る 総 合 的 所 見	

※上記内容が確認できるものであれば、学校独自の様式を使用いただいても構いません。

上記のとおり推薦いたします。

令和 年 月 日

学 校 名

学校長氏名

家 族 状 況 調 書						
家 族 欄  同一生計内において生活している同居家族も含む。	続柄	氏 名	年 齢	勤務先・在学名	家族病気等	
	本人					
生活保護法の適用	有 ・ 無					
<input type="checkbox"/> 年の世帯収入が 年の収入と比較して3割以上減少する見込である場合、左のチェックボックスに✓を記入してください。						
<p style="text-align: center;"><u>年分（1月～12月）の収入を証する下記の書類を必ず添付してください。</u>（同一生計内において生活している同居家族全員分の書類が必要となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与所得者の場合は、源泉徴収票の写し</li> <li>● 確定申告をされた方は、確定申告書の写し</li> <li>● 年金（国民年金、厚生年金、共済年金、遺族年金、障害年金等）や失業保険を受給していた場合は、証書や振込通知書など受給金額の分かる書類の写し</li> <li>● 児童扶養手当を受給していた場合は、児童扶養手当証書の写し</li> <li>● 奨学金の支給に関する同意書</li> </ul>						
<p style="text-align: center;">上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">北広島市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名</p>						

## 奨学生選定通知書

選定番号第 号

校 科 学年

氏 名

年度奨学生として選定し下記のとおり奨学金を支給する。

奨学金	期間	年 月から		金額	月額	円
		年 月	まで			

年 月 日

北広島市教育委員会

※以下に該当する事案が発生した場合、事由発生日から 10 日以内に市教委までご連絡ください。

- (1) 奨学金を辞退するとき
- (2) 休学したとき
- (3) 退学、停学したとき
- (4) 転学したとき
- (5) 本人の身分、住所その他学業継続上の重要事項に変更が生じたとき

## 誓 約 書

私は、このたび北広島市奨学金支給条例により奨学生に選定されましたが、条例及び規則を誠実に遵守することは勿論、学業に励み身体の健康を維持することを誓います。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 学校 学年

本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 選定番号 号

保護者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

北広島市教育委員会 様

※ 上記奨学金の受取金融機関を、下記のとおり保護者口座に委任します。

北広島市会計管理者 様

年 月 日

1	金融機関名	
2	支店名	
3	口座種別	普通・当座・その他（ ）
4	口座番号	
5	口座名義	フリガナ

保護者の口座を指定してください。

また、口座情報がわかる通帳の写しを添付してください。

別記第6号様式(第11条関係)

奨学金休止、廃止通知書

選定番号第 号

校 科 学年

(氏名)

年度奨学金を下記のとおり、廃止する。

期 間	自 年 月 日	( カ月間)
	至 年 月 日	

年 月 日

北広島市教育委員会

別記第7号様式(第15条関係)

休 学 届

校 科 学年

氏名

選定番号第 号

下記のとおり休学しましたので届け出ます。

1 休学期間           年    月    日から  
                          年    月    日まで

2 事           由

記載内容について、教育委員会が学校へ確認を行う場合があることを承諾します。

年    月    日

住       所

本人氏名

住       所

保護者氏名

北広島市教育委員会 様



別記第9号様式(第15条関係)

転 学 届

校 科 学年

氏名

選定番号第 号

下記のとおり転学しましたので届け出ます。

- 1 転学年月日 年 月 日
- 2 転出前学校
- 3 転出先学校

記載内容について、教育委員会が学校へ確認を行う場合があることを承諾します。

年 月 日

住 所

本人氏名

住 所

保護者氏名

北広島市教育委員会 様

別記第10号様式(第15条関係)

退 学 届

校 科 学年

氏名

選定番号第 号

下記のとおり退学しましたので届け出ます。

- 1 退学年月日                      年    月    日
- 2 事                      由

記載内容について、教育委員会が学校へ確認を行う場合があることを承諾します。

年    月    日

住            所

本人氏名

住            所

保護者氏名

北広島市教育委員会 様

別記第11号様式(第15条関係)

変更届 (本人の身分、住所その他重要事項に異動があったとき)

校 科 学年

氏名

選定番号第 号

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

- 1 変更内容
- 2 変更期日
- 3 変更前
- 4 変更後

記載内容について、教育委員会が学校へ確認を行う場合があることを承諾します。

年 月 日

住 所

本人氏名

住 所

保護者氏名

北広島市教育委員会 様

別記第12号様式(第15条関係)

辞 退 届

校 科 学年  
氏名  
選定番号第 号

下記のとおり奨学金を辞退しますので届け出ます。

- 1 辞退年月日 年 月 日から
- 2 事 由

記載内容について、教育委員会が学校へ確認を行う場合があることを承諾します。

年 月 日

住 所  
本人氏名

住 所  
保護者氏名

北広島市教育委員会 様